年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会 平成 27 年9月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 11件

国民年金関係 4件

厚生年金保険関係 7件

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1500034 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1500069 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 20年3月21日から同年8月29日に訂正し、昭和20年3月から同年7月までの標準報酬月額を120円とすることが必要である。

昭和20年3月21日から同年8月29日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和20年3月21日から同年8月20日頃まで

A社C工場に昭和16年4月1日から勤務し、昭和20年3月頃に同社D工場に転属となり、 終戦直後の同年8月20日頃に同社を退職し帰郷した。しかし、同社における厚生年金保険 の資格喪失日は、同年3月21日となっているので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間 として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には昭和20年3月21日と記載されているものの、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳(以下「旧台帳」という。)には同年12月1日と記載されており、双方の記録が相違しているところ、日本年金機構E事務センターは、「被保険者名簿と旧台帳の資格喪失日の相違について、確かなことは不明である。」旨回答している上、請求者は、「終戦直後の昭和20年8月20日頃にA社を退職し帰郷した。」旨、退職時期を具体的に陳述していることを踏まえると、いずれの資格喪失年月日も正しい記録とは考え難い。

また、A社に係る被保険者名簿において、請求者が記載されているページ及びその前後各 20ページに記載されている被保険者 819 人 (請求者を除く。) の記録を確認したところ、このうち約半数の被保険者について資格喪失年月日が記載されていない上、日本年金機構E事務センターは、「ほかに被保険者名簿が存在しないか調査したが、発見することはできなかった。」旨回答している。

一方、前述の819人のうち67人の旧台帳には、「D工場」と記載された厚生年金保険被保険者記録が確認でき、このうち、大半の58人については、当該被保険者記録に係る資格喪失年月日が、請求者の主張する退職時期とほぼ同時期の昭和20年8月29日と記載されている。

また、前述の 67 人のうち5人については、A社に係る被保険者名簿及び旧台帳の双方に、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が、請求者と同日の昭和 20 年 3 月 21 日と記載されているところ、当該5人の旧台帳には、同日から同年8 月 29 日までの「D工場」と記載された厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、B社から提出されたA社に係る社史を見ると、「C工場は、昭和20年3月に機械設

備と人材をD工場に分散疎開した。」旨記載されており、請求者が同社D工場に転属したと主張する時期と符合する。

加えて、A社D工場は厚生年金保険の適用事業所に見当たらないことから、同社D工場に勤務する従業員は、A社において厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時は、保険出張所)において、請求者の年金記録が適切に管理されていたとは認められず、旧台帳に「D工場」と記載された複数の元同僚の記録及び請求者が主張する退職時期等から判断して、事業主は、請求者が昭和 20 年 8 月 29 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を保険出張所に対し行ったと認められることから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を同日に訂正することが妥当である。

なお、請求者の昭和 20 年 3 月から同年 7 月までの標準報酬月額については、請求者に係る 旧台帳により確認できる標準報酬月額の記録から 120 円とすることが妥当である。 厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500056号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500071号

第1 結論

請求者のA社における平成4年11月1日から平成10年5月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成4年11月から平成5年6月までは11万円を53万円、同年7月から平成6年10月までは9万8,000円を53万円、同年11月から平成10年4月までは9万8,000円を59万円とする。

平成4年11月から平成7年9月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

平成7年10月から平成10年4月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年10月から平成10年4月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年11月1日から平成15年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成4年 11 月 1 日から平成5年7月1日までの標準報酬月額が11万円、同年7月1日から平成15年10月1日までの標準報酬月額が9万8,000円と記録されているが、当該期間には80万円前後の報酬を受け取っていた。給料明細書及び家計簿を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成4年11月1日から平成6年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間の標準報酬月額は、当初、当該期間における標準報酬月額の上限である53万円と記録されていたところ、平成6年2月10日付けで、平成5年7月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、次の定時決定(平成6年10月1日)まで継続している上、その後、平成6年10月5日付けで、平成4年11月から平成5年6月までの標準報酬月額についても、遡って11万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された平成5年11月支給分から平成6年9月支給分までの給料明細書には、当該期間における標準報酬月額の上限である53万円を超える給与総支給額が記載されている。

また、A社の元事業主は、「請求期間当時、経営が苦しかったので、厚生年金保険料等を滞納していた。」旨陳述しているところ、年金事務所が保管する同社に係る滞納処分票には、同社が平成5年から平成6年当時に厚生年金保険料等を滞納していたことが記載されている。

さらに、A社の元事業主は、「請求者は役員であったが、B業務を担当しており、社会保険事務に関与していなかった。私の一存で、請求者を含む二人の役員及び私の標準報酬月額を引き下げる届出を行った。最近まで請求者に話していなかったので、請求者は、当時、標準報酬月額が減額されていることを知らなかった。」旨陳述している。

加えて、オンライン記録によると、A社の元事業主及びもう一人の役員についても、請求者に係る前述の遡及訂正処理が行われた日と同日(平成6年2月10日)に、標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成6年2月10日及び同年10月5日付けで行われた遡及 訂正処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について、遡って標準報酬月額の減額処 理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理が有効な記録訂正 であったとは認められない。

したがって、請求者の平成4年11月1日から平成6年10月1日までの期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額(53万円)に訂正することが妥当である。

2 請求期間のうち、平成6年10月1日から平成7年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額は、平成6年10月1日の定時決定において9万8,000円と記録されているところ、当該定時決定は、有効な記録訂正とは認められない前述の同年10月5日付けの遡及訂正処理の前日である同年10月4日付けで行われている上、請求者から提出された当該定時決定の計算の基礎となる同年5月支給分から同年7月支給分までの給料明細書を見ると、当該期間における標準報酬月額の上限である53万円(平成6年11月以降は59万円)を超える給与総支給額が記載されていることから判断すると、平成6年10月から平成7年9月までに係る平成6年10月1日の定時決定処理は、前述の遡及訂正処理に連動した不合理な処理であったと考えるのが相当であり、有効な処理であったとは認められない。

したがって、請求者の平成6年10月1日から平成7年10月1日までの期間の標準報酬月額については、請求者から提出された給料明細書の給与総支給額から、平成6年10月は53万円、同年11月から平成7年9月までは59万円に訂正することが妥当である。

3 請求期間のうち、平成7年10月1日から平成10年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録では9万8,000円と記録されているが、請求者から提出された給料明細書により、請求者は、当該期間の標準報酬月額の上限である59万円を超える報酬月額の支払を受け、標準報酬月額59万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、請求者について、実際の給与額よりも低い報酬月額を社会保険事務所に届け出た ことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料(訂 正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、 事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 請求期間のうち、平成10年5月1日から平成15年10月1日までの期間について、A社の元事業主は、当時の資料は一切保管していない旨回答しており、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について、確認することができない。

また、請求者から、平成10年5月1日から平成15年10月1日までの期間のうち、一部の給料明細書が提出されているものの、当該明細書には厚生年金保険料額の記載が無い。

このほか、平成10年5月1日から平成15年10月1日までの期間について請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成10年5月

1日から平成15年10月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1500059 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1500075 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 35 年4月1日から昭和 34 年7月 29 日に訂正し、昭和 34 年7月から昭和 35 年3月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

昭和34年7月29日から昭和35年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5号の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和34年7月29日から昭和35年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和34年7月29日から昭和35年4月1日まで

A社に昭和34年6月に入社し、約1か月後に同社B店から同社C支店に転勤したが、請求期間の厚生年金保険加入記録が無い。

A社には、昭和39年2月まで継続して勤務していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録において、請求期間にA社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚のうち、同社C支店で勤務していたとする複数の元同僚の陳述から判断するCと、請求者は、正社員として請求期間においても同社に継続して勤務(A社B支店から同社C支店に異動)していたことが推認できる。

一方、A社C支店については、請求期間当時、厚生年金保険の適用事業所であった記録が見当たらないところ、請求期間直前の昭和34年4月まで同社本社において給与及び社会保険事務を担当していたとする者は、「厚生年金保険の適用事業所ではない支店等で勤務する従業員については、本社において厚生年金保険に加入させていた。」旨陳述しているところ、請求期間に同社C支店に勤務していたとする複数の元同僚は、当該期間において、同社(本社)で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、請求期間当時、A社C支店で勤務していたとする複数の同僚が、「当時、A社C支店の社員の給与計算は、本社が行っていた。」旨陳述しているところ、前述の給与及び社会保険事務担当者は、「当時、社員として採用した者全員を厚生年金保険に加入させる取扱いであったため、給与が出ていれば、厚生年金保険料を控除しており、また、社員が異動した場合も、途中で厚生年金保険料を控除しないということはなかった。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者は、入社した約1か月後にA社B支店から同社C支店に異動した旨を主張しているところ、請求者の同社B支店における厚生年金保険の資格喪失日は昭

和34年7月29日であり、請求者の陳述内容と当該資格喪失日の記録はおおむね一致していることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和35年4月の厚生年金保険の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、 事業主は、「請求期間当時の資料が無く、請求者の請求期間に係る届出及び保険料納付を行っ たか否かについては不明である。」旨回答しており、ほかに届出及び保険料納付について確認 できる資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの 厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行った か否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認め られない。 厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1500015 号 厚生局事案番号 : 近畿 (国) 第 1500025 号

第1 結論

昭和58年6月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年6月から昭和59年3月まで

国民年金の加入手続については、私が昭和 58 年 5 月末に会社を退職した後に父が行ってくれ、その際、私も一緒に手続に行ったと思う。

請求期間に係る国民年金保険料の納付は父が行ってくれていたので、納付方法などの詳細は私には分からないが、父が記載したメモがあり、そのメモによると、当時、父が私の国民年金について管理してくれていたことが分かるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付は請求者の父が行ったと主張しており、父が書き残したものであり、請求者の国民年金を父が管理していたことを示すものであるとして、資料(以下「メモ」という。)を提出している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和61年8月21日にA県B市において払い出されており、同番号前後の被保険者の資格取得に係る入力処理日からすると、請求者に係る国民年金の加入手続は同年8月頃に行われたものと推認され、当該加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、前述の請求者から提出されたメモには、請求期間前後の期間が「厚生年金」、昭和58年5月31日から昭和59年4月1日までの期間が「国民年金」と記載されており、請求者の主張どおり、請求者の矢が請求者の年金記録について管理していたことをうかがわせる記載があるものの、請求期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は見当たらない上、当該メモの記載及び請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとされる請求者の父は既に亡くなっており、当該メモの記載内容を含む当時の状況を確認することができないことから、当該メモの記載内容によって、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、当時の住所地であるB市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求期間当時において、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

加えて、請求者の父が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500150号 厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500026号

第1 結論

昭和44年10月から昭和50年3月までの請求期間及び昭和58年4月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和16年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和44年10月から昭和50年3月まで

② 昭和58年4月から昭和59年3月まで

私は、会社退職後の昭和44年10月から自営業を始めたので、妻がA県B市役所において、 国民健康保険の手続と一緒に国民年金の加入手続を行ってくれた。

加入後の請求期間①の国民年金保険料は、妻が自身の分と一緒に納付してくれた。

また、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していた妻は、納付方法等を詳細に覚えていないが、最初の頃は集金人に納付していたが、その後の時期は定かではないが、納付書により金融機関において納付したと言っている。

妻は、国民年金保険料を当然に納付すべきものと認識しており、事情により納付できなかった時期もあるが、請求期間の国民年金保険料は、将来のことを考えて納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和44年10月頃に、請求者の妻が国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月22日にB市において夫婦連番で払い出されていることから、請求者夫婦に係る国民年金の加入手続は同年12月頃に行われたと推認され、加入手続時期について請求者の主張と符合しない。

また、前述の加入手続時点において、請求期間①のうち、一部の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、一部の期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるが、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付したとする請求者の妻は、「未納期間の案内が来て、近所の人又は税理士に相談して納付した記憶があるが、納付した金額や時期については覚えていない。」旨陳述しており、遡及納付の詳細が不明である。

さらに、請求期間①の全ての国民年金保険料を納付することができる国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できない。

請求期間②について、B市の昭和 58 年度国民年金保険料収納・収滞納一覧表によると、請求者に係る当年度収納月日欄は未納を示す空欄となっており、当該年度の国民年金保険料が現年度納付された記録は見当たらない。

また、現年度納付しなかった国民年金保険料については、過去の2か年分について遡って過

年度納付することができるが、請求者の国民年金保険料を納付していたとする請求者の妻は、 前述のとおり遡及納付の詳細について記憶しておらず、請求期間②の具体的な納付状況は明ら かでない。

さらに、請求期間①及び②は、合計6年6か月と長期間であり、当該期間に係る国民年金保険料の納付記録の全てが行政側において欠落したとは考え難い上、請求者の妻が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに当該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1500151 号 厚生局事案番号 : 近畿 (国) 第 1500027 号

第1 結論

昭和41年12月から昭和50年3月までの請求期間、昭和58年1月、同年2月、昭和59年8月及び昭和62年4月から平成3年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和18年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和41年12月から昭和50年3月まで

② 昭和58年1月及び同年2月

③ 昭和59年8月

④ 昭和62年4月から平成3年6月まで

私は、会社退職後の昭和41年12月頃に、A県B市C地区又は同市D地区に居住しており、 どちらかの役所において国民年金の加入手続を行った。

請求期間①から④までに係る国民年金保険料の納付について、詳細に覚えていないが、B市に住んでいたときは集金人に納付していたことが多かった。A県E市に昭和 44 年 2 月に転居した以降の最初の頃も集金人に納付し、その後、納付書により金融機関において納付するようになったと思う。

また、昭和44年10月に、夫が会社を退職し自営業を始めたので、私が、夫の国民年金の加入手続を行い、その後の夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

事情により、国民年金保険料を納付できない時期もあったが、請求期間②、③及び④については、夫が納付済みと記録されているのに、私が未納と記録されていることに納得できない。

私は、国民年金保険料は当然に納付すべきものと認識しており、将来のことを考えて納付していたので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、昭和 41 年 12 月頃に国民年金の加入手続を行い、昭和 44 年 10 月以降は、請求者の夫の国民年金保険料も一緒に納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿において、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月 22 日にE市において夫婦連番で払い出されていることから、請求者夫婦に係る国民年金の加入手続は同年 12 月頃に行われたと推認され、加入手続時期及び保険料納付について請求者の主張と符合しない。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びE市の国民年金被保険者名簿において、最初の国民年金被保険者資格の取得日は昭和44年10月1日と記録されていることから、請求者は、請求期間①のうち、昭和41年12月から昭和44年9月までの期間については、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、前述の国民年金に係る加入手続時点(昭和50年12月)において、請求期間①のうち、一部の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、一部の期

間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるが、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付したとする請求者は、「未納期間の案内が来て、近所の人又は税理士に相談して納付した記憶があるが、納付した金額や時期については覚えていない。」旨陳述しており、遡及納付の詳細が不明である。

加えて、請求期間①の全ての国民年金保険料を納付することができる国民年金手帳記号番号の払出しについて、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB市С地区、同市D地区及びE市における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったところ、昭和 41 年 6 月 1 日に、請求者の旧姓でB市С地区において払い出された国民年金手帳記号番号が確認できるが、同番号について、国民年金手帳記号番号払出簿の保管区分欄には「不在消除」の押印があり、オンライン記録において、国民年金保険料の納付記録は確認できない上、請求者のE市において払い出された国民年金手帳記号番号に統合したことにより取り消されている。

請求期間②について、請求者は、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているところ、請求者の夫に係る特殊台帳において、請求者の夫は、請求期間②を含む昭和 58 年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を同年5月に過年度納付しており、当該期間に係る催告印が無いことが確認できる。

しかしながら、請求者に係る特殊台帳には、請求期間②の国民年金保険料が過年度納付されたことを示す事跡は見当たらない上、当該期間の国民年金保険料納付を催告したことを示す「58 催」が押印されており、当該特殊台帳の事跡は、請求者の夫に係る特殊台帳の事跡とは明らかに異なっていることから、請求期間②の国民年金保険料について、請求者夫婦が一緒に納付していた事情はうかがえない。

また、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付したとする請求者は、前述のとおり遡及納付の詳細について記憶しておらず、請求期間②の具体的な納付状況は明らかでない。

請求期間③及び④について、請求者は、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付したと主張しているが、請求者に係る特殊台帳において、昭和58年2月1日に国民年金被保険者資格を喪失して以降、同資格を再取得した記載は見当たらないところ、オンライン記録において、請求期間③及び④(昭和63年1月及び同年2月を除く。)に係る国民年金の資格記録は平成5年8月27日に追加入力処理が行われたことにより、国民年金被保険者期間になったものである。この場合、請求期間③及び④は、当該入力処理が行われるまでは国民年金に加入していない期間であり、請求者は、請求者の夫の分と一緒に国民年金保険料を納付することはできない。

また、E市の国民年金保険料収滞納一覧表においても、請求期間③及び④は国民年金の未加入期間と記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、請求期間①から④までは、合計 12 年 10 か月と長期間であり、当該期間に係る国民 年金保険料の納付記録の全てが行政側において欠落したとは考え難い上、請求者が当該期間の 国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに当 該期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見 当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1500330 号 厚生局事案番号 : 近畿 (国) 第 1500028 号

第1 結論

平成元年8月から平成2年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年8月から平成2年1月まで

私は、平成元年8月にA社を退職したので、当時同居していた母が、B県C市D区役所において、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。

請求期間について、私は、毎月、国民年金保険料として現金 8,000 円ぐらいを母に渡し、母が、母と私の国民年金保険料を一緒に、毎月、D区役所の窓口において納付してくれた。私は、正確な時期は覚えていないが、平成 10 年頃、E県F市の市役所に2、3回行ったことがあり、その際、同市役所窓口の親切な職員が、私が持参した年金手帳を見て、「年金手帳には、日付等をきちんと書いておかないと。」と教えてくれたので、その場でその職員に国民年金の資格の得喪日を教えてもらい、年金手帳に記入した。また、私が、過去に国民年金保険料を払っていない期間はないかと確認したところ、その職員は、記録の画面を見て、「そうだね。」と言ってくれたことを覚えている。

請求期間の国民年金保険料を納付したのに、未納とされていることは納得できないので、 調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成元年8月に会社を退職した後に、請求者の母が、請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付したはずであると主張しているところ、請求者のオンライン記録を見ると、請求期間後の国民年金被保険者期間において国民年金保険料の未納期間は無い。

しかしながら、請求期間当時、国民年金に初めて加入する手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、請求者に対する当該払出しを確認するために、社会保険オンラインシステムにより請求者の複数の読み名の氏名検索を行ったが、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、このことと請求期間当時に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張は符合しない。

また、オンライン記録において、請求者の請求期間は国民年金の未納期間と記録されているところ、当該期間に係る国民年金の資格取得日(平成元年8月21日)及びその資格喪失日(平成2年2月19日)は、請求期間後の平成10年10月12日に、いずれも社会保険オンラインシステムにおける入力処理に伴って記録されたものであることが、請求者に係るオンライン記録において確認できることから、請求期間は、当該入力処理が行われるまでは国民年金に加入していない期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、当該入力処理時点(平成10年10月12日)において、請求期間の国民年金保険料は、時効(2年)のため遡って納付することもできない。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、請求者の母は既に死亡しており、請求期間の具体的な状況について、陳述を得ることができない。

加えて、請求者の母が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500042号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500070号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA工場(後に、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 被保険者等の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和20年9月頃から昭和28年頃までの期間のうち、約3年間から4

年間

母は、昭和20年9月頃から昭和28年頃までの期間うちの約3年間から4年間、C県D町(現在は、E市)に所在したA工場に勤務したが、厚生年金保険の記録が無い。

母は、A工場で厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されており、当時の状況について、同事業所の元事業主の妻及びF組合の担当者が証言してくれるはずなので、調査の上、母の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

年金事務所の記録によると、A工場は、昭和 28 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間において適用事業所ではないことが確認できる。

また、A工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和28年6月1日に、同事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は、「私が就職した昭和24年頃、A工場は厚生年金保険に加入しておらず、その後、徐々に従業員が増えていった。私は、就職してから4、5年たった頃に厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料が控除されるようになった。」旨陳述しており、当該陳述内容は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時期と符合する。

さらに、B社は平成8年6月1日に解散しており、元事業主は既に死亡している上、当該元事業主の妻からも、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、具体的な陳述を得ることができない。

加えて、F組合は、「設立から昭和50年頃まで、社会保険事務の委託及び掌握をしていなかったので、請求期間当時の記録は一切無い。」旨回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500200号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500072号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年7月1日から昭和59年4月1日まで

年金事務所に請求期間の厚生年金保険加入状況を照会したところ、厚生年金保険の被保険者記録が無い旨回答があった。

請求期間は、A社においてC職として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社における人事記録並びに請求期間当時の元上司及び元同僚の回答により、請求者が請求期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社から提出された請求期間当時の社会保険加入者台帳には、請求者の加入 記録は見当たらない。

このことについて、B社は、「請求期間当時を知る者の証言及び社会保険加入者台帳を照らし合わせると、当時、非常勤職員の厚生年金保険の加入は任意とされており、必ずしも採用と同時に厚生年金保険に加入していたわけではなかったと考えられる。」旨回答している。

また、B社の人事担当者は、「社会保険加入者台帳に請求者の記録が無いことから、請求者については、厚生年金保険の加入の届出を行っておらず、当該台帳に記録が無い者の給与から厚生年金保険料を控除することはしない。」旨陳述している。

さらに、前述の社会保険加入者台帳に記されている者について、各人の健康保険番号、資格 取得年月日及び退職年月日は、それぞれのオンライン記録と符合している上、A社に係る健康 保険・厚生年金保険適用事業所名簿において、請求期間における健康保険被保険者証の番号に 欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1500334 号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 1500073 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を 認めることができない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和29年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年4月1日から昭和62年11月1日まで

昭和 56 年4月1日から知人の紹介でA社に営業職として勤務し始めたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和62年11月1日となっている。

請求期間には、給料から社会保険料として5万円程度が控除されていたと記憶しているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、平成10年5月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も既に亡くなっているため、陳述を得ることができず、請求者の請求期間に係る同社における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について、事業主等に確認することができない。また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に健康保険整理番号の欠番は無く、不自然な点は見当たらない。

さらに、請求者の請求期間当時の居住地であるB市から提出された国民健康保険の加入記録により、請求者が請求期間を通じて国民健康保険に加入していることが確認できる。

一方、請求期間にA社の厚生年金保険被保険者記録を有する者のうち、複数の者が、「請求者は、請求期間当時、A社ではなく同社の関連事業所に勤務していた。」旨陳述しているところ、このうちの一人は、「A社に入社する際、同社の社長から社会保険の加入を希望するか否かについて尋ねられ、『A社は従業員を厚生年金保険及び健康保険に加入させ、給与から各保険料を控除している。しかし、当社の関連事業所は社会保険に加入していないため、関連事業所所属の従業員の給与からは厚生年金保険料及び健康保険料を控除しないので、所属により手取り額に差が出る。』旨の説明を受けた。」旨陳述している。

また、請求期間にA社の厚生年金保険被保険者記録を有する者のうち、複数の者は、請求期間に請求者が勤務していた事業所として、同社の関連事業所であるC社、D社及びE社を挙げているが、オンライン記録において、これらの事業所が請求期間に厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

さらに、A社の関連事業所において、請求期間中に請求者と一緒に勤務したとする者は、「当時、給与から厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていなかったので、私は自分で国民年金及び国民健康保険に加入していた。」旨陳述している。

加えて、請求者は、A社の請求期間中の社員旅行時のものとする写真を提出しているところ、請求期間に同社で厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の者は、「当該写真には、A社の関連事業所の従業員が複数写っており、請求者もそうである。」旨回答しており、当該写真に写っていることをもって、請求期間において請求者がA社の従業員であったと認めることはで

きない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1500038 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1500074 号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和51年2月20日から昭和54年1月10日まで

② 昭和55年7月27日から昭和56年4月1日まで

昭和51年2月頃にA社に入社し、昭和54年1月9日まで同社が経営するレストラン「B」の複数の店舗で、ウェイターから店長までの様々な業務、役職を経た後、C社に営業部長として配属され、昭和55年7月頃に再びA社に戻り、昭和56年3月末頃まで同社が経営するレストラン「B」の店舗で勤務した。

しかし、請求期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を被保 険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が記憶する元同僚6人のうち、連絡先が判明した1人は、「私は、昭和50年頃から昭和58年頃まで、A社が経営するBの複数の店舗で働いていた。詳細な時期は覚えていないが、BのD店で請求者と一緒に働いた時期がある。」旨陳述している。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、前述の元 同僚についても、昭和50年から昭和58年までの期間において、厚生年金保険加入記録は見当 たらない。

また、A社は既に解散している上、請求期間当時の代表取締役は既に亡くなっているため、請求者の請求期間①における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社において、請求期間①以降に役員に就任した者のうち、連絡先が判明した3人は、いずれも「請求者を知らない。請求期間当時の資料は残っておらず、請求者の勤務状況については分からない。」旨陳述しており、これらの者から、請求者の請求期間①における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

加えて、請求者のA社における雇用保険被保険者記録は確認できない上、E労働局から提出された請求者に係る雇用保険受給資格者証を見ると、請求者は、請求期間①中の昭和 51 年 4 月 2 日に求職の申込みを行い、請求期間①と重なる同年 5 月 9 日から同年 8 月 6 日までの期間、雇用保険基本手当を受給した旨が記載されている。

請求期間②について、請求者は、「昭和55年7月に、C社からA社に戻った。」旨陳述しているところ、請求期間②当時のC社の元役員は、「請求者は、C社を退職した後、A社には戻っていない。」旨、前述の請求者が記憶する元同僚は、「請求者がC社に移った以降の勤務状況については知らない。」旨それぞれ陳述している。

また、前述のとおり、A社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同

社は既に解散しており、請求期間当時の代表取締役は既に亡くなっているため、請求者の請求 期間②における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、前述のA社の元役員の一人は、「私は厚生年金保険に任意で加入し、自分で保険料を納付していた。」旨陳述しているところ、同元役員は、A社の役員であった期間において、個人が任意で加入する厚生年金保険第四種被保険者であったことが確認できる。

加えて、請求者は、請求期間②の一部と重なる昭和 55 年 9 月 1 日から昭和 56 年 4 月 20 日までの期間について、A社ではなく、C社における雇用保険被保険者記録が確認できるところ、オンライン記録を見ると、請求者は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和 55 年 7 月 27 日と同日付けで、厚生年金保険の資格を喪失している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500192号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500076号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和3年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和31年4月1日から昭和32年6月1日まで

請求期間において、A社で、C職として勤務したが厚生年金保険の被保険者記録が無い。 当時の給与明細書等の資料は残っておらず、給与額や厚生年金保険料控除額は覚えていない が、毎月末に印鑑を持って会計課に給与を受け取りに行っていた。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

複数の元同僚の陳述から、期間は特定できないものの、請求者がA社に勤務していたことは 推認できる。

しかし、B社は、「請求期間当時の資料は保管しておらず、請求者の勤務実態及び厚生年金 保険料控除の有無については不明である。」旨回答している。

また、i)請求期間中に、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の元従業員の資格取得日が、当該従業員自身が記憶する入社日よりも1年以上遅いこと、ii)そのうちの一人は、「A社に入社した当初は、主人の扶養家族としての健康保険被保険者証を使用しており、後に同社から健康保険被保険者証をもらった記憶がある。」旨陳述していること、iii)請求者は、A社に入社した当時の同社の従業員数について、「D職やE職を含め40人程度であった。」と陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、昭和31年4月当時の被保険者数は15人であること、iv)請求者及び元従業員が記憶するF氏は同被保険者名簿に見当たらないことから判断すると、請求期間当時、A社においては、必ずしも全ての従業員について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る被保険者名簿を見ると、請求期間において、請求者の氏名は見当たらず、 健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿 (受) 第 1500349 号 厚生局事案番号 : 近畿 (厚) 第 1500077 号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求者のA社B支店における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和28年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和60年10月1日から平成2年8月1日まで

② 平成2年8月1日から同年10月1日まで

- ③ 平成2年10月1日から平成4年4月1日まで
- ④ 平成4年4月1日から同年7月1日まで
- ⑤ 平成4年7月1日から平成5年4月1日まで
- ⑥ 平成5年4月1日から平成6年1月1日まで
- ⑦ 平成6年1月1日から同年10月1日まで
- ⑧ 平成6年10月1日から平成8年10月1日まで

A社B支店(現在は、C社が事業を継承)で、営業員として勤務していたが、請求期間②、 ④、⑥及び⑧の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間についても退職することなく継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、A社B支店に係る標準報酬月額の記録が、実際にもらっていた給与の額と比べ低くなっているので、請求期間①、③、⑤及び⑦の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②、④、⑥及び⑧について、C社から提出された請求者に係る人事資料を見ると、 職種区分は営業職員、入社年月日は昭和60年7月1日、退社年月日は平成7年4月25日と 記載されている。

しかし、C社は、「請求期間当時の資料は、今回提出した、請求者の人事資料以外保管しておらず、当時の厚生年金保険の取扱いは不明である。」旨回答しており、請求期間②、④、⑥及び⑧における請求者の具体的な勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することはできない。

また、請求期間当時の経理総務事務担当者は、「当時、営業員の給与は出来高制であり、 契約を取れない場合は、給与を出さず、身分を嘱託扱いとした上で、厚生年金保険被保険者 資格を喪失させ、その後、契約を取った場合は、再度、被保険者資格を取得させていた。厚 生年金保険被保険者資格の届出に係る書類の不備や、誤って給与から保険料を多く控除する ような処理は無かったと思う。」旨陳述している。

さらに、請求期間②及び④当時のA社B支店長は、「契約が取れない場合は、休職扱いに していたと思う。請求者についても休職扱いの時期があったために、厚生年金保険被保険者 期間が複数ある記録になっていると思う。」旨陳述している。

加えて、オンライン記録により、A社B支店において、請求者と同様に複数の厚生年金保

険被保険者記録のある者が 18 人確認できるところ、そのうちの 1 人は、「A社B支店に営業員として入社する際、1 か月の売上高が、ある一定のベースに届かない場合は正社員から嘱託員になると聞いていた。私自身、契約が取れない時期があり、当時、嘱託扱いになっていることに気付いていた。社会保険にも加入したりしなかったりした記憶があり、そのため、私のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録が複数あると思っている。」、また、他の1人は、「半年間の成績で査定が有り、そこで正社員か嘱託員かが決まり、嘱託員になった場合は社会保険に加入していなかった。」旨それぞれ陳述している。

また、請求期間®のうち、平成7年4月26日から平成8年10月1日までの期間について、オンライン記録により、当該期間中にA社B支店に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者のうち、所在の確認できた8人に請求者の勤務実態について照会したところ、回答があった3人は、いずれも「請求者を知らない。」、「請求者は当該期間に勤務していなかった。」旨回答しており、請求者の当該期間に係る勤務実態を確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間②、④、⑥及び⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②、④、⑥及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間①、③、⑤及び⑦について、C社は、「請求期間当時の資料は、今回提出した、 請求者の人事資料以外保管しておらず、当時の厚生年金保険の取扱いは不明である。」旨回 答しており、当該期間における請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認す ることはできない。

また、前述の請求期間当時の経理総務事務担当者は、「当時、入社時及び嘱託員から正社員に転換時の給与については、半年ぐらいの期間に一定の契約を取ることを前提に、決められた一定の金額を支払うことになっており、届出についても当該金額を報酬月額として届け出ていた。給与事務において、厚生年金保険料を多く取るような誤った処理は行っていなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録により、A社B支店において、請求期間①から⑧までの全期間又は一部期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在の確認できた元従業員に照会し、11人から回答を得たところ、当時の状況を記憶していない4人を除く7人は、「A社B支店に係る自分の標準報酬月額の記録については、正しいと思う。」旨陳述している。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を見ても、請求者の請求期間①、③、⑤及び⑦に係る標準報酬月額が訂正されたなどの不自然な点は見当らない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、③、⑤及び⑦において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 1500131 号 厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 1500078 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年11月14日から昭和51年8月頃まで

A社に勤務した請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。 私は、B社に在籍している時に、A社にC業務をする者がいないという理由から、請われて 同社に入社し、翌年8月頃まで勤務したので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者 期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社の複数の元従業員の陳述から判断すると、勤務した期間は特定できないものの、請求者が、請求期間当時、同社のD業務として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は昭和 59 年に解散しており、請求期間当時の事業主及び事務担当者はいずれも所在が不明である上、同社の役員のうち、連絡先が判明した一人に照会したが、同人は当時の事情を記憶していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除について、事業主等に確認することができない。

また、請求者は、A社において、昭和 51 年2月頃に自身が面接をして採用した同僚と同じ寮に住み込み、数か月間同じ職種の仕事をしていた旨陳述しているところ、前述の複数の元従業員も請求者の当該陳述と同様の陳述をしているが、オンライン記録によると、当該同僚も、請求者が一緒に勤務したとする期間において、厚生年金保険の被保険者記録は見当たらず、請求者が同社を退職したとする請求期間の終期から2か月後の昭和 51 年 10 月に、同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、請求期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社における厚生年金保険の被保険者記録が有る元従業員のうち、前述の請求者と同職種の同僚を含む7人について、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者記録を確認したところ、このうちの5人については、厚生年金保険の被保険者期間とほぼ符合する期間において、雇用保険の被保険者記録が確認できるものの、前述の同僚を含む2人と請求者には、雇用保険の被保険者記録が確認できないことから、請求期間当時、同社では、厚生年金保険及び雇用保険の加入についての取扱いが従業員一律であったとはいえず、請求者について、給与から厚生年金保険料が控除されていた事情はうかがえない。

加えて、オンライン記録によると、A社について、請求期間及びその前後の期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、請求者に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。